

生徒心得

1 学校生活のルール

社会生活には「法律」や「道徳・慣習」等のルールがあるように、学校生活にも「生徒心得」というルールがあります。「生徒心得」は、国際情報高生一人ひとりが、学校という集団の中で身に付けて欲しい生活の基本的な心構えです。

- (1) 自分の行動・言動に責任を持つこと。
- (2) 他を思いやるあたたかい心を持つこと。
- (3) 善悪の判断が正しくでき、望ましくない習慣を断ち切る勇気を持つこと。
- (4) 集団生活における規律を理解し、わがままは他の迷惑になることを自覚すること。

このように、自ら考えた行動をとることにより、望ましい人間関係や自分を律する気持ちが身につくことでしょう。安全で健やかな高校生活であることを期待しています。

2 生徒の心得

(1) 服装・頭髪等に関して

服装・頭髪等はつねに清潔で端正につとめ、国際情報高生らしい品位を保つようにしよう。

- ① 制服は指定のものを正しく着用し、変形・加工はしない。校章バッジは指定された位置に必ずつける。
- ② 休業日に登校する際も、原則として制服を着用する。
- ③ 6月1日～9月30日を夏季略装期間とし、男女とも上着を着用しなくともよいが、女子は必ず指定ベストを着用する。
男子、女子ともに学校指定のブルオーバーシャツを着用してもよい。
- ④ 通学時におけるオーバーコート類は華美なものは避ける。
- ⑤ やむを得ない事情で異装を必要とする場合は、「異装許可願」を生徒指導部へ提出し、許可をうけること。
- ⑥ 通学時サンダル等での登校は禁止とし、上履きは本校指定の運動靴とする。

- ⑦ 頭髪は常に清楚に整え、染色・脱色、パーマ、ワックス等で加工はしない。
- ⑧ 化粧やピアス・指輪・マニキュア等、高校生活に不必要的装飾はしない。
- ⑨ ストッキング・タイツは黒及び肌色とする。

(2) 校内生活について

登校から下校までの学校生活の仕組を理解し、生徒全員が快適な生活ができるように心がけよう。

- ① 時間を遵守し、5分前集合を心がける。
- ② 遅刻・欠席・早退をする場合は、「諸届・許可欄」(生徒手帳)に記入しHR担任に届け出る。
- ③ 遅刻の場合は、「入室許可証」を提出して許可を受けて入室する。
- ④ 登校後は授業終了後までの外出は認めない。特別な事情により外出または早退する場合は、「外出・早退許可届」を学級担任に提出して許可を受ける。
- ⑤ 生徒手帳・身分証明書は常に携行する。
- ⑥ 金銭・貴重品を含め所持品の管理は十分注意すること。紛失・遺失、盗難の場合は直ちに「被害届」で生徒指導部に届け出る。
- ⑦ 下校時間は次のようにする。
 - ア. 一般の生徒は17:30までに下校する。
 - イ. 部・同好会活動は顧問の指導の下、19:00までに活動を終了し、19:30までに下校する。
 - ウ. その他の場合は、指導担当者の下、19:00までに下校する。
- ⑧ 学習活動に必要なものは学校に持ち込まない。
 - ア. 携帯電話(スマートフォン)については、以下のとおりとする。
 - ・登下校時の安全対策や保護者との連絡手段に限り、持ち込みを認める。
 - ・校地内は、使用禁止とする。
 - ・校地内では、電源を切って鞄に入れ、鞄から出さない。
 - ⑨ 校内で集会・掲示・配布等を行う場合は、「集会・行事参加許可願」または「掲示・印刷物配布許可願」を生徒指導部に提出して許可を受ける。
 - ⑩ 部活動以外で施設・設備を利用する場合は、「校舎使用許可願」を管理者に提出して許可を受ける。なお、使用後は点検を受ける。

(3) 校外生活について

- ① 外出時には身分証明書を必ず携行し、21:00までに帰宅する。

校外といえども国際情報高生であることにかわりはない。
節度ある行動・言動を心がけよう。

- ② 外泊は個人・グループを問わず禁止する。
- ③ 遊技場（パチンコ・競馬場等）および酒類を提供する飲食店等への出入りは禁止する。
- ④ 青少年保護育成条例により、青少年の出入りを禁じている場所へは近づかない。
- ⑤ 社会教育的諸団体に所属し、またはその団体の行事に参加する者「外部団体所属届」を生徒指導部に提出し届け出る。ただし、不健全な行事、高校生にふさわしくない行事、反社会的な行事、学業に支障をきたすものは禁止する。
- ⑥ 登山・キャンプ等及び宿泊をともなう旅行は、保護者またはそれに代わる引率者の同行を必要とし、「登山・キャンプ・旅行許可願」を生徒指導部へ提出し許可を受ける。

(4) 交通安全について

- ① 交通機関利用の際には、本校生としての自覚を持ち、周囲に迷惑をかけることのないよう注意する。
- ② 交通法規を遵守し、交通安全には十分留意する。
- ③ 自転車通学については別に定める。

(5) アルバイトについて

アルバイトは禁止する。ただし、家庭の経済事情等やむを得ない場合のみ保護者の責任のもとに学級担任と協議の下、「アルバイト許可願」を生徒指導部に提出して許可を受ける。なお、次の事項に該当する場合は、いかなる場合も認められない。

- ア. アルバイトを必要とする理由が明確でない者。
イ. 学習成績、出席状況が良くない者。
ウ. 風俗営業、露天商、危険な作業、その他不適切と思われる職種。
エ. 帰宅時間が21:00以降になる仕事および宿泊をともなう仕事。

3 自転車通学について

交通安全意識を高く持ち、自転車通学に関する責任と事故防止の徹底を心がけよう。

(1) 許可条件

- ① 自宅からの通学距離が1km以上8km以内にあること。
- ② 使用できる自転車は、正しく整備されていること。特にブレーキに制動力があり、ライトが装着されていること。
- ③ 付属の錠前の他に、頑丈な錠等を用意すること。
- ④ 自転車保険に加入することがのぞましい。

(2) 遵守事項

- ① 交通法規を守り、自分の生命と安全に注意するとともに、他人に迷惑をかけたり、危害を加えたりしないこと。
- ② 登下校時は、許可された経路を通り、寄り道等をしないこと。
- ③ 本校指定のステッカーを所定の場所に貼付すること。
- ④ スピードの出しすぎ、2人乗り、並進、蛇行等は絶対にしないこと。
- ⑤ 降雨および強風等荒天が予想される場合は、自転車の使用を控え、やむを得ず使用する際であっても、傘を差しての運転はしないこと。
- ⑥ デジタルオーディオプレイヤーなどで、音楽を聴きながら運転はしないこと。
- ⑦ 自転車は指定された「駐輪場」に置き、施錠をしっかりとすること。
- ⑧ 冬季間及び降雪時には、自転車通学は禁止する。
- ⑨ 住所、使用自転車の変更および自転車通学を止める場合は、すみやかに届け出ること。

(3) 許可手続き

「自転車通学許可願」を提出する（学級担任→生徒指導部）



「自転車通学許可願」・「ステッカー」の配布

4 諸届・願・証明一覧表

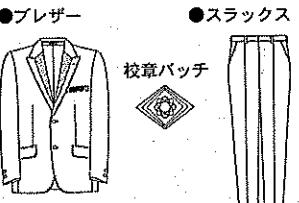
種類	申し出先	提出先	担当分掌
欠席・遅刻届（生徒手帳）	H・R 担任	H・R 担任	H・R 担任
早退・外出願（生徒手帳）	H・R 担任	H・R 担任	H・R 担任
入室許可証（遅刻時）	生徒指導部 教科担任、H・R 担任	生徒指導部	生徒指導部
異装願（生徒手帳）	H・R 担任	生徒指導部	生徒指導部
部活動入退部届	H・R 担任、部顧問	部 顧 問	生徒会部
対外試合・合宿参加願	H・R 担任、部顧問	部 顧 問	生徒会部
外部団体所属届	H・R 担任	生徒指導部	生徒指導部
校外行事参加許可願	H・R 担任	部 顧 問	生徒会部
下宿・借間等の届	H・R 担任	生徒指導部	生徒指導部
自転車通学許可願	H・R 担任	生徒指導部	生徒指導部
交通事故報告書	H・R 担任	生徒指導部	生徒指導部
自動車等運転免許取得願	H・R 担任	生徒指導部	生徒指導部
アルバイト許可願	H・R 担任	生徒指導部	生徒指導部
被害届	H・R 担任	生徒指導部	生徒指導部
校舎使用願	H・R 担任、部顧問	生徒指導部	生徒指導部
集会・行事参加願	H・R 担任、部顧問	生徒指導部	生徒指導部
登山・キャンプ・旅行届	H・R 担任、部顧問	生徒指導部	生徒指導部
学割交付願	H・R 担任	事務	事務
通学証明書	事務	事務	事務
在学証明書等の交付願	事務	事務	事務
休学・退学・転学・復学願	H・R 担任	教務部	教務部・事務
留学願	H・R 担任	国交流部	国交流部・事務

5 制服仕様

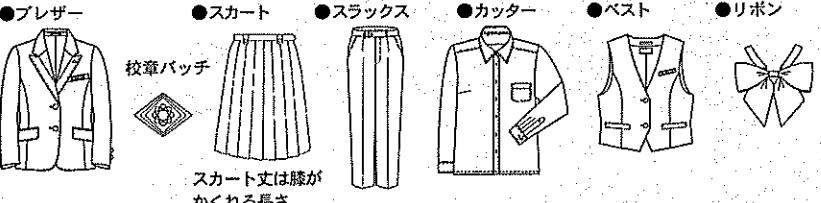
本校の制服は、下図のように定められている。いつも清潔・質素・端正に着こなし、身だしなみに心がけること。なお、制服の改造・変形など、加工することを禁止する。

〈制服〉

Aタイプ（主に男子用）制服



Bタイプ（主に女子用）制服

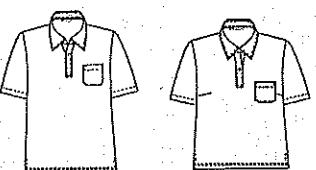


※防寒用セーターは、ブレザーの中に限り着用してもよい。

〈夏季服装〉

夏季期間（6月1日から9月30日まで）は、制服のブレザーを着用しなくてもよいが、次の基準に従うこと。

- (1) 制服のブレザーを脱いだ服装で、上着は学校指定のカッターシャツ、または襟のある白無地のYシャツ（半袖可）を着用すること。
- (2) 女子は本校指定のベストを着用すること。
- (3) 男子、女子ともに学校指定のブルオーバーシャツを着用してもよい。



※男女の違いは着丈とボタンの合わせ（男子左前、女子右前）が異なります。